

登録意匠「運搬台車」意匠権侵害差止等請求事件：東京地裁平成28(ワ)13870・平成29年1月31日（民46部）判決＜請求棄却＞➡特許ニュース No.14412

【キーワード】

本意匠と関連意匠，登録意匠の範囲（意匠法24条1項），意匠権の効力（意匠法23条），意匠の類否，意匠の要部，意匠の利用（意匠法26条）

【事案の概要】

本件は，意匠に係る物品を「運搬台車」とする意匠権を有する原告が，被告による被告製品（ただし，被告による正確な名称は「アルミ台車 CAF-6」）の製造等が上記意匠権を侵害すると主張して，被告に対し，意匠法37条1項に基づき被告製品の販売等の差止めを，同条2項に基づき被告製品及びその半製品の廃棄を，民法709条及び意匠法39条2項に基づき損害賠償金1078万5000円及びこれに対する不法行為の後である平成28年5月12日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いのない事実及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告（ジー・オー・ピー株式会社）は，土木建築用仮設資材の製造販売等を業とする株式会社である（弁論の全趣旨）。

イ 被告（株式会社ピカコーポレイション）は，各種登高機器，一般機械工具及び部品の製造販売及び修理等を業とする株式会社である。

(2) 原告の意匠権

原告は，次の意匠登録に係る意匠権を有している（以下「本件意匠権」といい，その登録意匠を「本件意匠」という。）。

登録番号：意匠登録第1399969号

意匠に係る物品：運搬台車

出願日：平成20年5月9日

登録日：平成22年9月24日

登録意匠：別紙3意匠公報の【図面】記載のとおり

（注・【写真】記載のとおり）

(3) 被告の行為等

ア 被告は，平成28年3月頃から，アルミ製の運搬台車である被告製品の製造販売等をしている。

イ 被告製品の意匠（以下「被告意匠」という。）は，（別紙2）被告意匠目録記載のとおりである。

2 争点

(1) 本件意匠と被告意匠の類否（物品の同一性については，当事者間に争い

がない。)

- (2) 間接侵害の成否
- (3) 原告の損害額

【判 断】

1 争点(1) (本件意匠と被告意匠の類否) について

(1) 本件意匠の構成は別紙3意匠公報の【図面】のとおり、被告意匠の構成は別紙2被告意匠目録のとおりであり、本件意匠が台車本体の四隅に立設された4本の手押し棒(台車本体の短辺より長く、長辺より短い高さのもの)を有するのに対し、被告意匠には手押し棒に対応する部分がないため、両意匠は正面視、側面視等において明らかに形状を異にする。したがって、本件意匠と被告意匠は類似しないと判断すべきものである。

(2) ただし、上記意匠公報に、意匠に係る物品の説明として手押し棒が着脱自在に立設される旨の記載があり、参考図として手押し棒を外した状態の斜視図が掲載されていることから、念のため、本件意匠のうち手押し棒以外の部分と被告意匠の類否について検討する。

ア 本件意匠の構成は、手押し棒を除くと、次のとおりである(別紙3意匠公報参照)。

- ① 台車本体は平面視で縦横比略5:3の略長形状である。
- ② 載置面の天板は十字を二つ重ねた形状(片仮名の「キ」の字に類似した形状)であり、滑らかで光沢を有している。
- ③ 載置面の四隅部及び台車本体の長辺の中央部の計6か所に車輪取付板を底面とする略正方形の凹部が形成されている。
- ④ 各凹部の下に、車輪取付板を介して6輪の車輪が取り付けられている。
- ⑤ 底面視において、6輪の車輪は6枚の扁平六角形の車輪取付板を介して略正方形のマス目に1輪ずつ取り付けられている。
- ⑥ 平面視において、凹部上方から視認される車輪取付板は斜交い状かつ扁平六角形状であり、当該凹部の対向する二つの角に大小二つの三角形の透孔が形成されている。
- ⑦ 底面視において、台車の骨格は額縁状の外枠と外枠内に配置された縦横棧とによって形成される長辺方向に5列×3行の方眼の井桁格子状である。
- ⑧ 四隅部のコーナー金具は、平面視において角が丸みを帯びた略L字形状である。

イ 被告意匠の構成は、次のとおりである(別紙2被告意匠目録参照)。

- ① 台車本体は平面視で縦横比略5:3の略長形状である。
- ② 載置面の天板は十字を二つ重ねた形状(片仮名の「キ」の字に類似した形状)であり、滑らかで光沢を有している。
- ③ 載置面の四隅部及び台車本体の長辺の中央部の計6か所に車輪取付板を

底面とする略正方形（ただし、中央部のものは長辺に平行な辺がやや短い長方形）の凹部が形成されている。

- ④ 各凹部の下に、車輪取付板を介して6輪の車輪が取り付けられている。
- ⑤ 底面視において、6輪の車輪が台車本体の短辺に平行な3枚の長方形の車輪取付板を介して2輪1組で取り付けられている。
- ⑥ 平面視において、凹部上方から視認される車輪取付板は凹部に台車本体の短辺と平行状に表れており、凹部の中央に細長い長方形のスリット状の1本（四隅のものはこれに加えて台車本体の短辺側に1本）の透孔が形成されている。
- ⑦ 底面視において、台車の骨格は額縁状の外枠と2本の縦棧とで形成される目の字状である。
- ⑧ 四隅部のコーナー金具は、平面視において角が丸みを帯びた略L字形状である。

ウ 上記ア及びイによれば、本件意匠と被告意匠は、上記①の台車本体の形状、②の載置面の天板の形状及び質感、④の車輪の数及び位置、⑧のコーナー金具の形状を共通にし、③の凹部の配置及び形状をほぼ共通にする一方、⑤の車輪取付板の形状及び車輪の取付態様、⑥の凹部上方から視認される車輪取付板の形状、⑦の骨格の形状を異にすると認められる（このほか、正面視における台車本体の厚さ、側面視におけるコーナー金具の形状等や、載置面及び底面に記された原告の会社名を示すロゴの有無も相違するが、結論に影響しないので、検討を省略する。）。

原告は、本件意匠の要部は、上記②の載置面の天板の形状及び質感並びに③の凹部の配置にあり、被告意匠はこれらを共通にするから本件意匠に類似すると主張するのに対し、被告は、上記⑤～⑦の車輪取付板及び骨格の形状が要部であるから、両意匠は類似しない旨主張するものである。

エ そこで判断するに、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 本件意匠に係る物品である運搬台車は、建築現場における物資の運搬等のために作業員らにより使用される。原告の運搬台車のカタログ等には、斜視図（斜め上方から見た図。なお、「図」には写真を含む。以下同じ。）が大きく配されるとともに、底面図、側面図等が合わせて掲載されている。上記斜視図においては、載置面の凹部の底面に設けられた車輪取付板の形状（ただし、本件意匠のものとは異なる。）を認識することが可能である。また、他社の運搬台車の広告類においても、斜視図に加えて、車輪の取付法、耐久性等に関する説明文を付した底面図等が掲載されており、これにより車輪の取付態様や台車の骨格を視認することができる。（甲16、27、乙12、29～32）

(イ) 被告製品のパンフレット等には、斜視図に加え、載置面の凹部を上方から写した図が「キャスター部天板はゴミがたまりにくい構造」との説明文を

付して掲載されている。同図及び上記斜視図のいずれにおいても、車輪取付板及び透孔の形状を認識することが可能である。（甲17、24、25、36、乙21～23）

(ウ) 本件意匠の出願前に公知であった運搬台車の意匠として、台車本体が平面視で縦横比略5：3の略長形状で、台車本体の四隅部及び長辺の中央部の計6か所に6輪の車輪を取り付けたもの、複数の台車本体を重ねられるよう、載置面の車輪に対応する位置に縦長の凹部を設けたものがある。（乙1～3、5、7）

オ 上記事実関係によれば、運搬台車を購入しようとする建設会社等の需要者及びこれを使用する作業員らは、斜め上方から台車本体の載置面を見るだけでなく、車輪の取付態様その他底面の構成を観察するものと解される。また、本件意匠に係る運搬台車又は被告製品の台車本体を斜め上方から見る際には、載置面の表面だけでなく、凹部から車輪取付板の形状を認識することができる。なお、この点に関し、原告は、斜め上方からでは凹部の底にある車輪取付板は視認できない旨主張するが、その主張の裏付けとする写真（甲28）は、台車から約2m離れた地点において、約1mの高さから撮影したものであり、作業員らが通常の使用態様においてそのような位置のみから台車を観察するとは解し難いから、原告の主張は失当というべきである。

そうすると、本件意匠及び被告意匠においては、原告が要部であると主張する載置面の天板の形状等だけでなく、凹部上方から視認される車輪取付板の形状及び底面視における車輪の取付態様や台車の骨格等も、これに接した者の注意を引くと認められる。そして、前記ウのとおり、本件意匠と被告意匠はこれらの点が相違するのであり、これにより両意匠から需要者が受ける印象が異なるということが出来るから、前記ウの共通部分を踏まえても、全体として異なる美感を生じさせると解される。

(3) 以上によれば、手押し棒の有無にかかわらず、本件意匠と被告意匠が類似するとは認められないと判断するのが相当であって、原告の前記主張を採用することはできない。

2 争点(2)（間接侵害の成否）について

原告は、被告製品は四隅に手押し棒（単管パイプ）を立設する態様でのみ使用されるから、被告意匠が手押し棒の有無により本件意匠に類似しないとしても、間接侵害（意匠法38条1号）が成立する旨主張する。

そこで判断するに、手押し棒を除いても本件意匠と被告意匠が類似するといえないことは前項で判示したとおりであるが、これに加え、証拠（乙12～15、18～20、34）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品のような載置面が平板な台車は、四隅に手押し棒を立設する態様のほか、手押し棒を2本立設する態様、手押し棒を立設しない態様等でも建設現場における資材の運搬等の用に供されると認められる。

したがって、間接侵害をいう原告の主張も失当というべきである。

3 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がない。

【論 説】

1. この意匠権侵害差止等請求事件の判決文を何回も読み直してみても思った筆者の感想は、原告自身、最初に創作した意匠を保護すべき方法を誤ったことと、特定すべき被告意匠の対象を誤ったこととに問題がある。換言すれば、原告の主張には矛盾があるということである。即ち、

第1に、「運搬台車」の形態についての新規なデザインの創作はまず台車本体にあるのであり、その四隅部に挿着する手押し棒は着脱し得る部材であるのだから、なぜ台車本体だけを保護対象として出願しなかったのだろうか。

第2に、イ号意匠となる被告意匠を特定するときに、原告はなぜ原告意匠と同様の形態である台車本体の四隅部に手押し棒を挿着した状態のものとしなかったのだろうか。

したがって、原告は最初からそうしなかったところに本件判決を生む原因があった、と筆者は思うのである。

2. 次に考えなければならない問題は、原告の⑤本件意匠登録1399969号（平成20年5月9日出願・平成22年9月24日登録）は、①登録第1372623号（平成20年4月14日出願・平成21年10月2日登録）を本意匠とする関連意匠であり、この本意匠には②登録第1372945号（平成20年4月14日出願・平成21年10月2日登録）、③登録第1395115号（平成20年5月9日出願・平成22年7月16日登録）、④登録第1395117号（平成20年6月11日出願・平成22年7月16日登録）の3つの関連意匠が付随しており、それぞれ台座板の平面部や底面部の形態はキャスターの位置や数はいろいろ相違していても、すべて類似する意匠であると特許庁では認定しているのである。

ということは、前記本意匠をその中心位置におくと、少なくとも4件の関連意匠を有する創作体から成る範囲を有することになる。関連意匠とは、類似する意匠と換言することができるものであり、意匠権者は「業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する」（意23条本文）者であるから、原告となる者は、その見地から、本意匠が有する創作体に含まれる類似の範囲をまず把握していることが重要なのである。

3. 以上の観点から、本件判決を批評してみよう。

すると、本件判決は争点(1)について最初に結論ありきである。その理由は、筆者が冒頭で指摘したように、本件登録意匠の構成と被告意匠の構成とを

対比して自明のように、前者には台車本体の四隅部に4本の手押し棒が立設しているのに対し、後者には4本の手押し棒が立設していないのであるから、全体の形態が異なり、類似しない意匠といえるからである。原告は、なぜ被告意匠を本件意匠と同様の形態にした侵害対象と特定しなかったのだろうか。

4. 判決はこれで終了してよいところ、「念のため」として、本件意匠のうち全手押し棒を離脱した状態の台車本体と被告意匠との類否について検討したが、なぜそのようなことをしたのだろうか。

裁判所は、本件意匠の構成から手押し棒を除く台車本体の構成態様（形態）についての各部分と被告意匠の同様の構成態様とについて対比して説明した後、手押し棒の有無にかかわらず、両意匠は類似するとは認められないと判断するのが相当であると結論した。しかし裁判所は、本意匠と称する意匠の周辺に類似するとして登録されている多くの関連意匠の存在と関係をなぜ無視しているのだろうか。

例えば、被告意匠と前記した関連意匠の②登録第13729451号意匠の台車本体を対比し、また同時に4本の手押し棒を挿着した状態を対比観察すれば、いずれの形態にあっても両意匠は類似する意匠と判断することができるのである。いずれの台車本体の裏面部の構成態様などは、需要者にとってはあまり関心のない部分であるから、これに接した者の注意を引くとか、需要者が受ける印象が異なるとか、全体として異なる美感を生じさせるなどと裁判所が説示していることは、本件意匠権の場合にあっては大きな違和感がある。

その意味では、意匠法の実務者としては、考えさせられることの多い事案であったといえるだろう。とは言っても、意匠権侵害に対する正解は、問題点を本質的かつ論理的に考えれば、簡単に出てくるのである。¹⁾

5. なお、意匠権侵害事件において「意匠の要部」という用語を使用するときは、本件意匠が有する「創作の要部」のことをいうのが普通であり、本件意匠の出願日前の公知公用意匠との関係を考えなければならないから、意匠権者（原告）は本件意匠の類似範囲がどこまで存在するのかについて予め確認していなければならないことになる。

また、本件意匠及びその本意匠や関連意匠にあつて台車本体だけの登録であれば、その四隅部に手押し棒を挿着した状態は、「意匠の利用」と解することができるから、意匠法26条についての主張が可能となるのである。

本件は、この辺のところも考える機会を与えてくれた意匠法の事案として、貴重であるといえるだろう。

1) 牛木理一「意匠権侵害—理論と実際」経済産業調査会刊 2003年参照

(別紙 1)

〔被告製品目録〕

「CAF-6」と称するアルミニウム製運搬台車

(別紙 2)

〔被告意匠目録〕

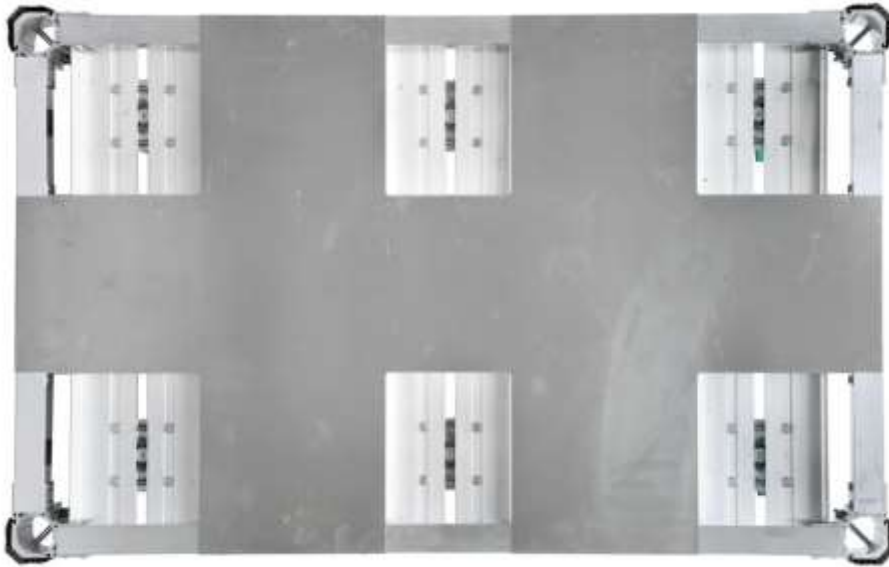
【斜視図】



【正面図】



【平面図】



【底面図】



【右側面図】



【背面図】



【左側面図】



【使用状態図】



(別紙3)

〔本件登録意匠〕

(19) 【発行国】日本国特許庁(JP)

(45) 【発行日】平成22年10月25日(2010.10.25)

(12) 【公報種別】意匠公報(S)

(11) 【登録番号】意匠登録第1399969号(D1399969)

(24) 【登録日】平成22年9月24日(2010.9.24)

(54) 【意匠に係る物品】運搬台車

【本意匠の意匠登録番号】意匠登録第1372623号(D1372623)

【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1372945号(D1372945)、意匠登録第1395115号(D1395115)、意匠登録第1395117号(D1395117)

(52) 【意匠分類】G2-500

(51) 【国際意匠分類(参考)】12-01、12-02、12-08、12-11、21-03

(21) 【出願番号】意願2008-11591(D2008-11591)

(22) 【出願日】平成20年5月9日(2008.5.9)

(72) 【創作者】

【氏名】千田 豊治

【住所又は居所】東京都渋谷区恵比寿1丁目8番5-7号 ジーオーピー株式会社内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】597144484

【氏名又は名称】ジーオーピー株式会社

【住所又は居所】東京都渋谷区恵比寿1-8-5東洋ビル7A

(74) 【代理人】

【識別番号】100078695

【弁理士】

【氏名又は名称】久保 司

【審査官】本多 誠一

(56) 【参考文献】意登1372623 意登1372945

(55) 【意匠に係る物品の説明】本願意匠に係る物品は荷物を載置して手押し等で運搬する運搬台車に関するもので、フレーム上にベースを取付けた平面長方形の台車本体の長手方向の左右両側にそれぞれ縦列に3輪ずつキャスターを独自の並び方で設けた。また、台車本体の四隅のコーナー一部に手押し棒が挿着される挿入孔を形成し、この挿入孔に手押し棒を着脱自在に立設した。

【図面】

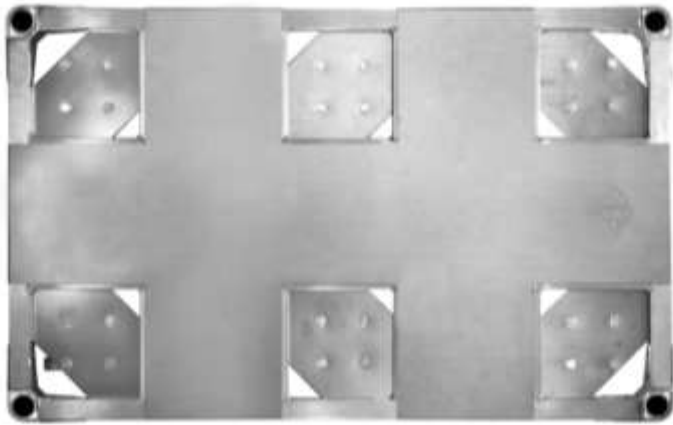
【正面図】



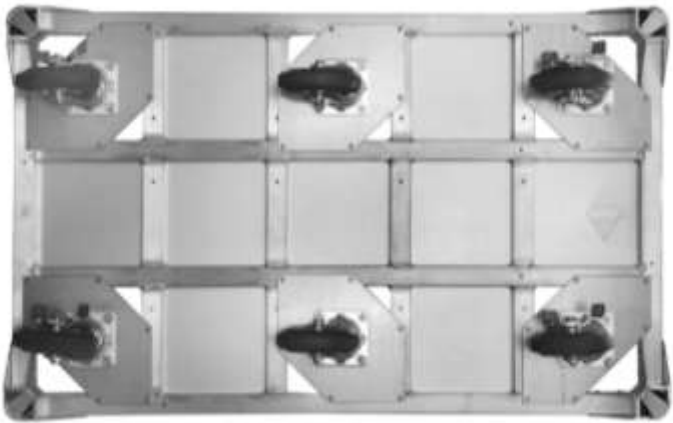
【背面図】



【平面図】



【底面図】



【右側面図】



【左側面図】



【斜視図】



【手押し棒を外した状態の参考図】



①本意匠〔意匠登録第1372623号〕 ②関連意匠〔意匠登録第1372945号〕

【斜視図】



【斜視図】



③関連意匠〔意匠登録第1395115号〕 ④関連意匠〔意匠登録第1395117号〕

【斜視図】



【斜視図】

